2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を特定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該個人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7　第一項から第四項までの規定は、前条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

8　前条第九項の規定は第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第十一項の規定は第四項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

9　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法」を「当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「地域」を「地域内」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、前二条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の二　福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、前三条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「並びに前条」を「、第十条の二の二第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び震災特例法第十条の三第一項」を「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項」に改め、「金額とし」の下に「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし」を加え、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に、「第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項」を「若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。